

役員並びに評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人成蹊会 定款第8条並びに第21条の規定に基づき、役員並びに評議員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 報酬

(役員並びに評議員の報酬額)

第2条 理事及び監事並びに評議員は無報酬とする。

第3章 費用弁償

(役員並びに評議員への費用弁償)

第3条 理事及び監事並びに評議員が理事会又は評議員会に参加した時は、役員及び評議員は無報酬であることに鑑み、数時間に渡り拘束されることへの補償並びに旅費を、費用弁償として1回につき一人 金10,000円を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該理事会並びに評議員会が、同一日に、同一又は近隣会場で開催された場合は、1回として換算するものとする。

第4章 雑則

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成30年7月1日一部改訂。